

自動車ターミナル法

1. 案内情報

- 手続名 : トラックターミナル事業の譲渡・譲受若しくは法人の合併の認可又は事業の相続の届出
- 手続根拠 : 自動車ターミナル事業法第12条
- 手続対象者 : 事業の譲渡・譲受又は法人の合併を行おうとする者、事業の相続人
- 提出時期 : 事業の譲渡・譲受又は法人の合併が行われるとき、事業の相続があったとき
- 提出方法 : 事業の譲渡・譲受の際は、事業譲渡譲受認可申請書、法人の合併の際は合併認可申請書、事業の相続の際は、事業相続届出書を作成し、下記へ提出して下さい。
- ・北海道運輸局自動車部
 - ・東北運輸局自動車部貨物課
 - ・新潟運輸局自動車部貨物課
 - ・関東運輸局自動車第二部貨物運送振興課
 - ・中部運輸局自動車部貨物運送振興課
 - ・近畿運輸局自動車部貨物運送振興課
 - ・中国運輸局自動車部貨物課
 - ・四国運輸局自動車部貨物課
 - ・九州運輸局自動車部貨物運送振興課
 - ・沖縄総合事務局運輸部
- 手数料 : 無し
- 添付書類・部数 : 自動車ターミナル法施行規則第6条、第7条、第8条、部数は提出先へお問い合わせ下さい。
- 申請書様式 : 提出先へお問い合わせ下さい。
- 記載要領・記載例 : 提出先へお問い合わせ下さい。

2. 窓口情報

提出先 :

- ・北海道運輸局自動車部貨物運送振興課 011-290-2743
- ・東北運輸局自動車部貨物課 022-299-8868
- ・新潟運輸局自動車部貨物課 025-244-7579
- ・関東運輸局自動車第二部貨物運送振興課 045-211-7248
- ・中部運輸局自動車部貨物運送振興課 052-961-8037
- ・近畿運輸局自動車部貨物運送振興課 06-6949-6448
- ・中国運輸局自動車部貨物課 082-228-3438
- ・四国運輸局自動車部貨物課 087-835-6365
- ・九州運輸局自動車部貨物運送振興課 092-472-2528
- ・沖縄総合事務局運輸部陸運第一課 098-866-0031

受付時間 : 提出先へお問い合わせ下さい。

相談窓口：提出先に同じ。

3. 手続情報

審査基準：自動車ターミナル法第12条第2項

標準処理期間：2ヶ月

不服申立方法：(行政不服審査法の規定による)